

宝塚市立宝塚すみれ墓苑

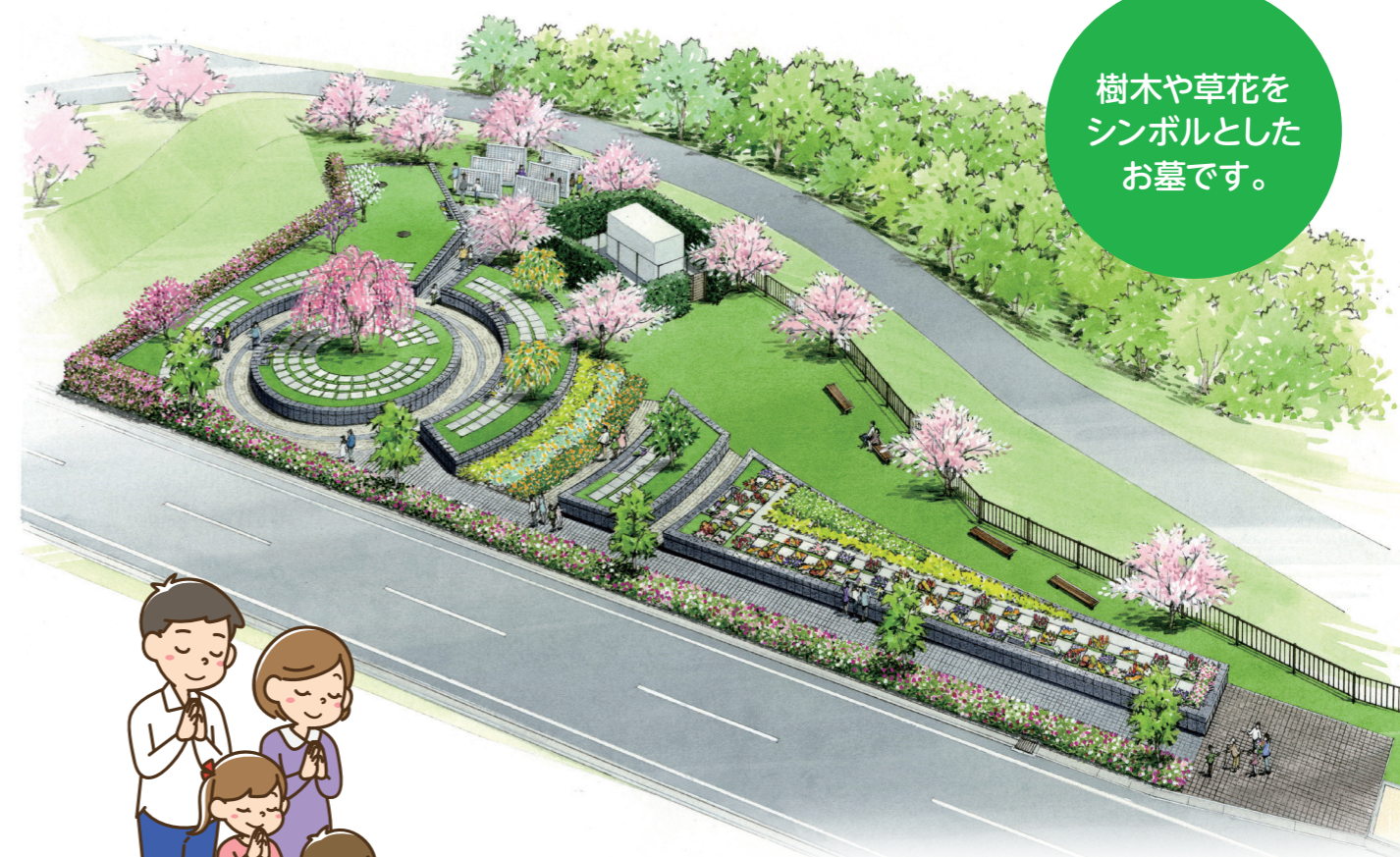
樹木葬式墓所

維持管理不要

生前申込や他墓地からの改葬もできます。

大型・小型シンボルツリー型、ガーデニング型、共同埋蔵型があります。
宗旨・宗派も問いません。

樹木や草花を
シンボルとした
お墓です。



居住地に関わらず、どなたでも
お申込みいただけます。

宝塚市 環境部 生活環境課 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL. 0797-77-2146

宝塚すみれ墓苑 樹木葬

検索



石板

- 使用者ご自身で手配していただきます。
石材店の指定はありません。
- サイズ指定あり
【幅44cm、奥行き44cm、
高さ10cm以内(前面5cm、背面10cm)】、
刻字内容は自由



使用上のご注意

- 樹木葬式墓所の使用にあたっては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「宝塚市営霊園条例」、「宝塚市営霊園条例施行規則」に定められている規定を遵守していただきます。
- 次の場合には、樹木葬式墓所の使用権が消滅します。
 - ▶ 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡、または転貸したとき。
 - ▶ 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。
 - ▶ 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。
 - ▶ 「墓地、埋葬等に関する法律」、「その他の関係法令」、「宝塚市営霊園条例」、「宝塚市営霊園条例施行規則」の規定に違反したとき。
- 埋蔵(納骨)については、使用許可を受けた焼骨に限ります。
- 各シンボルツリー型、ガーデニング型では骨壺の大きさは幅および奥行き25cm、高さ28cm以下まで受け付けます。
- 共同埋蔵型への埋蔵(納骨)は、職員が行います。
- 焼骨を埋蔵(納骨)しておらず、使用許可日から5年以内に樹木葬式墓所の使用取りやめの届出をされた場合は、納入された使用料の半額をお返しします。(ただし、記名板使用料の返金はできません。)
- 共同埋蔵型へ埋蔵(納骨)された焼骨は、一切返還することができません。
- 埋蔵(納骨)後に使用者が不在となった焼骨は、一切返還することができません。

【お車をご利用の場合】

JR・阪急宝塚駅から車で40分
県道塩瀬宝塚線、川西三田線を進み約19.5km

阪急山本駅から車で30分
長尾山トンネルを経て約18.5km

新名神宝塚北スマートインターチェンジ
から車で約20分

【バスをご利用の場合】

阪急山本駅から路線バス運行

■運行日

通常期: 1月の第1日曜日を除く毎月第1日曜日、
第3日曜日並びに12月30日
墓参期: 盆(春・秋)彼岸の各3日間(年間9日間)
所要時間: 約40分
運賃: 片道500円
(現金のみ、2023年3月1日現在)

【無料送迎サービス】

バス停「西谷夢プラザ前」とバス停「川床口」から宝塚すみれ墓苑まで、管理事務所職員が無料送迎します。
(電話予約制)
宝塚すみれ墓苑管理事務所 TEL: 0797-83-5070
※阪急山本駅からの路線バスの運行日や年末年始、繁忙期等はサービスを休止する場合があります。

案内図



樹木葬式墓所の概要

- **経営主体** 宝塚市
- **所在地** 宝塚市下佐曾利字大谷1番66
宝塚市立宝塚すみれ墓苑内
TEL:0797-83-5070
FAX:0797-83-5071
- **供用開始** 2023年6月
- **保全作業日** 原則毎月第1火曜日

保全作業日は、樹木や草花、芝生の維持管理等の作業をするため、終日、樹木葬式墓所へのお参りや立ち入りはできません。

宝塚市立宝塚すみれ墓苑の概要

- **主な施設** 【管理事務所】
墓苑のご案内、墓苑使用に関するご相談を承っているほか休憩所を兼ね、飲み物を販売しております。
【その他】
苑内休憩所、お手洗い、東屋、駐車場、水汲み場等苑内各所に設置
- **開苑日** 【年中無休】
年末年始も開苑し、自由にお参りしていただけます。
- **開苑時間** 【標準開苑時間】
午前8時から午後5時まで
【盆、(春・秋)彼岸の墓参期の開苑時間】
盆、(春・秋)彼岸のうち路線バス運行日の各3日間は、午前8時から午後6時まで開苑しています。

● **申込受付場所等** 宝塚市役所2階生活環境課窓口で受付します。宝塚市東洋町1番1号 TEL:0797-77-2146

申込資格及び提出書類

申込区分		必要書類等
お焼骨をお持ちの方	居住地に関わらずどなたでもお申込みいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者の住民票 (本籍地の記載があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの) ② 埋火葬許可証、改葬許可証、火葬済証明書、埋蔵証明書、分骨証明書のいずれか原本(確認後、お返しします)
	申請者ご自身を埋蔵する場合の提出書類	① 申請者の住民票 (本籍地の記載があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの)
生前申込の方	居住地に関わらずどなたでもお申込みいただけます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 申請者の住民票 (本籍地の記載があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの) ② 納骨予定者の住民票 (本籍地の記載があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの)
	親族を埋蔵する場合の提出書類	① 申請者の住民票 (本籍地の記載があり、申請日の前3ヶ月以内に交付のもの)

手順



埋蔵をされるときは

- **届出場所:** 宝塚市役所2階生活環境課
- **提出書類:** ① 樹木葬式墓所使用許可証 ② 樹木葬式墓所埋蔵(改葬)届出書 ③ 埋火葬許可証、火葬済証明書、改葬許可証、分骨証明書、埋蔵証明書のいずれか原本
- **骨壺又は骨入れ袋に入れていただいた焼骨:**
埋蔵(納骨)の届出後、直接すみれ墓苑管理事務所にお持ちください。共同埋蔵型の場合は、埋蔵(納骨)の届出時に骨入れ袋をお渡ししますので骨壺から移したうえでお持ちください。
そのほか、埋蔵(納骨)に関するご案内や注意事項については届出時にご説明いたします。

各墓所

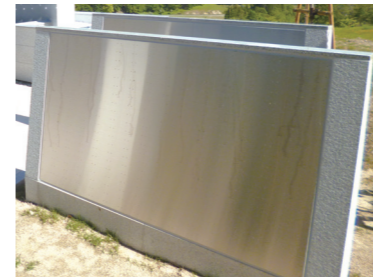
共同埋蔵型 約3,000体

ハクモクレン

- **料金** 22万円(税込)/体
- **説明** 永続的に合同で納骨され、土に触れるタイプ。記名板もあります。(希望制)

- **記名板について**
 - ・使用は希望申込制です。
 - ・記名板使用料は返金できません。
 - ・共同埋蔵型のお申込み時、申込み後のどちらでも受付可能です。
 - ・連名での作成も可能です。(夫婦、親子、兄弟姉妹など)
 - ・連名の場合は2者の関係を示す書類が必要です。
 - ・連名の場合は生年月日、死亡年月日を刻字することはできません。

- **使用料** 5.5万円(税込)/1件



礼拝広場の一角に設置されています

宝塚 太郎

記名板刻字イメージ①
(埋蔵者名のみ)

宝塚 太郎
1945.11.31~2015.10.20

記名板刻字イメージ②
(埋蔵者名、生年月日、死亡年月日)

宝塚 太郎
宝塚 花子

記名板刻字イメージ③
(埋蔵者 連名)

小型シンボルツリー型 区画総数126区画

サルスベリ、ギンヨウアカシア、ギンヨウアカシアプルプレア、シデコブシ、カンヒザクラ

- **料金** 55万円(税込)/区画

- **説明** シンボルツリーは5種類。
使用期間は20年間で、個別カロートにご夫婦などのペアでも納骨できます。期限後は共同埋蔵型へ改葬されます。



大型シンボルツリー型 区画総数79区画

ベニシダレ

- **料金** 88万円(税込)/区画

- **説明** シンボルツリーはベニシダレ。
期限は設けず、土に触れるタイプで個別カロートにご夫婦などのペアでも納骨できます。



ガーデニング型 区画総数40区画

- **料金** 77万円(税込)/区画

- **説明** 花々に囲まれた庭園風墓所。
使用期間は20年間で、個別カロートにご夫婦などのペアでも納骨できます。期限後は共同埋蔵型へ改葬されます。

